

制定 平成 28 年 4 月 1 日

## 公益財団法人日本電信電話ユーザ協会埼玉南東部地区協会 会則

公益財団法人日本電信電話ユーザ協会定款第 5 8 条及び会員組織に関する規程第 4 条第 4 項に基づき、埼玉南東部地区協会会則を次のとおり定める。

### 第 1 章 総 則

#### (名称)

第 1 条 この会は、公益財団法人日本電信電話ユーザ協会埼玉南東部地区協会と称する。

#### (事務所)

第 2 条 この会は、事務所を埼玉県内に置く。

#### (組織)

第 3 条 この会は、原則としてこの会の事業区域（川口市、蕨市、戸田市、朝霞市、和光市、志木市、新座市、富士見市の一部、越谷市、春日部市、吉川市、草加市、八潮市、三郷市、松伏町）における会員をもって組織する。

2 この会の、統合、廃止及び名称は、地区協会総会の議決を得たうえ、支部理事会の議決で定める。

#### (目的)

第 4 条 この会は定款に基づき、情報通信技術・サービスを利用したコミュニケーション文化の振興を図るとともに、情報通信技術・サービスの利用者の利便増進に寄与し、地域社会の発展に貢献することを目的とする。

#### (事業)

第 5 条 この会は、前条の目的を達成するため、定款に基づき次の事業を行う。

- (1) テレコミュニケーション能力の向上を図る事業
- (2) 情報通信技術・サービスの活用を推進する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (会員の構成)

第6条 この会の会員は、公益財団法人日本電信電話ユーザ協会の目的に賛同する団体又は個人とする。

### (会費)

第7条 この会の会費は、年額5,000円とする。

- 2 1ヶ年分を一括払いにより期日までに納入するものとする。  
なお、年度の途中で退会したものの会費は返納しない。

### (入会及び退会)

第8条 この会に入会するときは、入会申込書を提出するものとする。

- 2 この会を退会するときは、退会届を提出するものとする。

## 第3章 地区協会の運営

### (地区協会の運営方針)

第9条 この会は、目的及び事業の範囲において、本部理事会が定める経営の基本方針及び支部の指導等に基づき、地域に即した事業活動を行う。

### (役職と選任)

第10条 地区協会に、次の役職を置く。

- (1) 地区協会理事 20人以内
- (2) 地区協会監事 2人以上
- 2 地区協会理事のうち1人を地区協会会長、若干名を地区協会副会長とする。
- 3 地区協会理事及び地区協会監事（以下「地区協会理事等」という。）は、地区協会総会において選任する。

### (地区協会会長及び地区協会副会長の選任)

第11条 地区協会会長及び地区協会副会長は、地区協会理事会において選出し、地区協会総会において選任する。

### (地区協会理事等の職務)

第12条 地区協会会長は、地区協会理事を代表し、地区協会の事業活動について、提言、助言等を行う。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
- 3 地区協会理事は、地区協会の事業活動について、提言、助言等を行う。
- 4 地区協会監事は、地区協会の事業活動及び財産の状況について、検査を行う。

(地区協会理事等の任期)

第13条 地区協会理事等の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充や代表者変更による地区協会理事等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 地区協会理事等は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(地区協会理事等の解任)

第14条 地区協会理事等に地区協会理事等としてふさわしくない行為があったとき、又は、地区協会理事等として職務の執行に堪えられないときは、地区協会総会の議決により、解任することができる。

(地区協会顧問・相談役)

第15条 この会に、地区協会顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 地区協会顧問・相談役は、地区協会理事会において選任する。
- 3 地区協会顧問・相談役は、次の職務を行う。
  - (1) 地区協会会長の相談に応じること
  - (2) 地区協会理事会から諮問された事項について意見を述べること

## 第4章 会 議

(種別)

第16条 この会に、地区協会総会及び地区協会理事会を置く。

(地区協会総会の構成及び機能)

第17条 地区協会総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 地区協会総会は、会員をもって構成する。
- 3 地区協会総会は、次の事項を議決する。
  - (1) 本会則で地区協会総会の議決事項とされている事項
  - (2) その他地区協会の運営に関する重要事項
- 4 地区協会総会は、次の事項について、本部理事会が定める経営の基本方針及び支部の指導等の範囲内で、議決することができる。
  - (1) 事業計画及び予算

- (2) 事業報告及び決算
- (3) その他地区協会の事業活動に関する重要事項
- 5 定時総会は毎年1回、臨時総会は会長が必要と認めたときこれを招集する。

(地区協会総会の定足数及び議決)

- 第18条 地区協会総会は、地区協会会員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- 2 地区協会総会の議長は、地区協会会長とする。ただし、地区協会会長が欠席した場合における議長は、出席した地区協会副会長がこれに当たる。
  - 3 地区協会総会の議決は、出席した会員の過半数の同意をもって行う。
  - 4 やむを得ない理由のため、地区協会総会に出席できない会員はあらかじめ通知された事項についてのみ書面又は電磁的記録をもって表決し委任状又は、地区協会総会に出席する代理人をもって表決権を行使することができる。
  - 5 第4項の規定による表決を行った者は出席とみなす。
  - 6 地区協会会長が必要と認めた事項については、書面又は電磁的記録を持って、会員の賛否を徴し、地区協会総会の開催に代えることができる。この場合においては、回答した会員の数をもって、出席者とみなす。

(地区協会監事の地区協会総会出席)

- 第19条 地区協会監事は地区協会総会に出席して、その職務に関して意見を述べることができる。

(議事録)

- 第20条 地区協会総会を開催したときは、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、議長と出席した会員2人以上が署名しなければならない。

(地区協会理事会の構成及び機能)

- 第21条 地区協会理事会は、地区協会理事をもって構成する。
- 2 地区協会理事会は、次の事項を議決する。
    - (1) 本会則で地区協会総会の議決事項とされている事項
    - (2) 本会則で地区協会理事会の議決事項とされている事項
    - (3) その他地区協会の運営に関する重要事項
  - 3 地区協会理事会は地区協会会長が必要と認めたときこれを招集する。

(地区協会理事会の定足数及び議決)

- 第22条 地区協会理事会は、地区協会理事の過半数の出席がなければ開催することがで

きない。

- 2 地区協会理事会の議長は、地区協会会長がこれに当たる。ただし、地区協会会長が欠席した場合における議長は、出席した地区協会副会長がこれに当たる。
- 3 地区協会理事会の議決は、出席した地区協会理事の過半数の同意をもって行う。
- 4 やむを得ない理由のため、地区協会理事会に出席できない地区協会理事はあらかじめ通知された事項についてのみ書面又は電磁的記録をもって表決し委任状、又は、地区協会理事会に出席する代理人をもって表決権を行使することができる。
- 5 第4項の規定による表決を行った者は出席とみなす。
- 6 地区協会会長が必要と認めた事項については、書面又は電磁的記録を持って、地区協会理事の賛否を徴し、地区協会理事会の開催に代えることができる。この場合においては、回答した地区協会理事の数をもって、出席者とみなす。

(地区協会監事の地区協会理事会出席)

第23条 地区協会監事は地区協会理事会に出席して、その職務に関して意見を述べることができる。

(議事録)

第24条 地区協会理事会を開催したときは、議事録を作成しなければならない。  
2 議事録は、議長と出席した理事2人以上が署名しなければならない。

## 第5章 地区協会の会計

(会計)

第25条 地区協会の会計は、協会本部が定める経理規程に従い処理する。  
2 地区協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

## 第6章 地区協会事務局

(地区協会事務局)

第26条 地区協会の事務を処理するため地区協会事務局を置き次の職員を配置する。  
(1) 地区協会事務局長1人  
(2) 事務職員若干名  
2 地区協会事務局長は地区協会事務を統括する。  
3 事務職員は地区協会事務局長の命を受け事務を分掌する。

## 第7章 地区協会会則の変更

(地区協会会則の変更)

第27条 この会則は、定款、規程等の範囲内において、地区協会総会の議決を経て変更することができる。

附 則 この会則は、平成28年4月1日から施行する。  
この会則は、令和3年6月8日から改定する。